7．リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 8．～10．　［略］ (2)　［略］ (3)　連結損益及び包括利益計算書 ［「(1)　連結損益計算書」及び「(2)　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合］ ［表略］ （記載上の注意） ［1．～6．　略］ 7．次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 (1)　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。） (2)　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 (3)　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。） 8．リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 9．～12．　［略］ 13．親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、12．の注記と併せて記載することを妨げない。 ［4．・5．　略］	［加える。］ 6．～8．　［同左］ (2)　［同左］ (3)　連結損益及び包括利益計算書 ［「(1)　連結損益計算書」及び「(2)　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合］ ［同左］ （記載上の注意） ［1．～6．　同左］ ［加える。］ ［加える。］ 7．～10．　［同左］ 11．親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10．の注記と併せて記載することを妨げない。 ［4．・5．　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の労働金庫法施行規則（以下この条において「新労働金庫法施行規則」という。）別紙様式第二号、別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第七号、別紙様式第八号、別紙様式第九号、別紙様式第九号の二、別紙様式第十号及び別紙様式第十号の二は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類に初めて新労働金庫法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新労働金庫法施行規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新労働金庫法施行規則の規定を適用して書類を作成する最初の事業年度（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

3　前項の規定にかかわらず、事業年度に係る書類を提出する労働金庫又は労働金庫連合会が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

○内閣府令・農林水産省令第七号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

農林水産大臣　小泉進次郎